

## 市民事業専門委員会専門委員会の取組状況

## (1) 6年間の成果

市民事業専門委員会は、NPO等が行う事業を支援する仕組みの検討を所掌事項とし、学識経験者を中心に平成19年5月に設置された。

年度	取組成果等
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民事業支援制度の検討に当たっては、県内140団体のアンケート調査、10活動団体のヒアリング、県民会議委員の意見など129件の意見を元に検討し、19年12月、20年2月に県民会議に諮ったのち、報告書を知事に提出した。</li> </ul>
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 前年度の報告に基づき、県は市民事業支援補助金制度を創設した。20年度は32団体65事業の申請があり、専門委員会は選考会として、申請事業を審査し、20団体36事業の支援を決定し、知事に報告した。県は、この報告に基づき、補助金交付決定を平成20年7月に行った。</li> <li>○ また、補助金の運用を通じ、改善点や財政的支援以外の支援策について検討し、県民会議に諮ったのち、平成20年12月に知事に報告した。県は、この報告に基づき、平成21年1月から21年度事業を募集した結果、24団体46事業の申請があり、うち21団体40事業を採択した。</li> <li>○ 財政的支援以外の支援策については、事業報告会と情報交換会を行い、各団体の交流を促進するとともに、県ホームページに市民事業支援の情報提供コーナーの設置を要望し、県はこれを整備した。</li> </ul>
21	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民事業支援制度の課題の検討や、市民事業交流会（中間報告会）を実施するとともに、市民事業支援補助金の愛称を「もり・みず市民事業支援補助金」に決定した。</li> <li>○ また、22年度事業について、30団体55事業の申請があり、うち23団体39事業を採択した。</li> </ul>
22	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民事業等支援制度をより利用しやすく、さらに水源環境の保全・再生に資するものとするため、第2期実行5か年計画における制度のあり方について、NPO団体へのヒアリング・現地視察などを通じた制度評価を実施し、評価結果について報告書（中間報告案）として取りまとめた。</li> <li>○ また、23年度事業について、21団体31事業の申請があり、うち20団体28事業を採択した。</li> </ul>
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成23年8月に県民会議に諮ったのち、報告書を知事に提出した。県はその報告書を基に、当委員会と調整を重ね、市民事業支援補助金制度の改定を行った。</li> <li>○ やどりき水源林にて、市民事業交流会（現地検討会）を開催し、チェンソーを使用した森林整備研修及び水質調査研修を実施した。</li> <li>○ 24年度事業について、26団体44事業の申請があり、うち23団体35事業を採択した。</li> </ul>

年度	取組成果等
24	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新都市プラザにて、市民事業交流会（市民団体活動紹介展）を開催し、ポスター・活動写真・チェーンソーアート作品・間伐材製品等の展示、水質調査結果・調査地点写真の展示、水質調査パックテストの実演などが行われた。</li> <li>○ 水源環境の保全・再生に係る市民活動の定着を目的とする「定着支援」と、団体のスキルアップや自立化を目的とする「高度化支援」の2つの支援部門を設定した「ステップアップ方式」の市民事業支援補助金を開始した。</li> <li>○ 25年度事業について、26団体43事業の申請があり、うち23団体37事業を採択した。</li> </ul>

## (2) 課 題

- **市民事業等支援制度の円滑な運用**  
ステップアップ方式の補助制度に改正したことの効果（定着から自立へ）を検証し、必要に応じて制度改正の検討をする必要がある。
- **財政面以外の支援について**  
現行支援の充実（県HPやニュースレターなど）のほか、新たな支援として、メーリングリストや情報バンク等について、検討する必要がある。
- **市民事業交流会の実施方法について**  
これまで、室内でのグループワークと現地での研修会を実施してきたが、何をねらいとして、どのような内容と開催の仕方で行っていくか、検討する必要がある。
- **事業報告会のあり方について**  
これまで、補助金の2次選考会（公開プレゼンテーション）に併せて、事業報告会を実施してきたが、欠席団体が出るなどの課題が見受けられるため、補助制度における報告会の位置付けやねらいなど、そのあり方について、検討する必要がある。
- **都市部における市民事業への支援**  
横浜・川崎などの水源地以外における水源環境保全・再生に関する市民活動の活性化を図る方策について、検討する必要がある。  
例えば、水源地域以外での里山保全に対する支援のあり方について、普及・教育事業を実施する際の要件の緩和など、市民団体が都市部で事業を実施しやすい仕組みが考えられる。
- **県と市民団体との協働事業の実施について**  
高度化支援を終えた団体と県との協働事業の実施に向け、実現可能なスキームを検討する必要がある。

### <参考資料>

- 市民事業等支援制度最終報告書（平成20年2月19日）
- 平成23年度市民事業等支援制度報告書（平成23年8月1日）
- 市民事業専門委員会設置要綱
- 市民事業専門委員会委員名簿
- 市民事業専門委員会開催状況